

健保委員

つうしん

令和7年 2月号
職場内で回覧・掲示をお願いします

今年度も
あと少し

従業員様のご家族も 健診受診100%を目指しましょう!

従業員の皆様を通じてご家族の方にもお声がけをお願いします。

40歳以上のご家族限定

(協会けんぽの健康保険で被扶養者としてご加入の方)

健診費用を
7,150円補助する受診券を
ご自宅に送付しています!*

【特定健診】0円～2,662円 (令和6年度 受診券利用時)

- 年度内に1回、健診の補助があります。
- 自己負担額は各自治体・各医療機関によって異なります。
- 県内各地の健診機関・会場で受診可能。

詳しくはこちら



※受診券は、令和6年1月時点加入の場合、令和6年4月上旬にお送りしています。受診券が見当たらない方は、すぐに再発行が必要となります。再発行には手続きに2週間ほど時間がかかります。HPにある受診券申請書をご活用ください。

受診券申請書はこちら



協会けんぽ兵庫支部公式LINE稼働中!



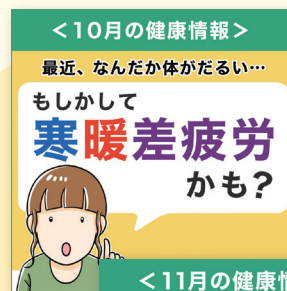
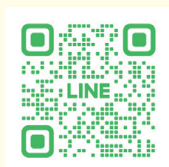
令和6年11月より協会けんぽ兵庫支部の公式LINEを開設いたしました。
毎月季節ごとの健康情報や出張健診の日程情報など
様々なお役立ち情報を随時発信しております!
過去の発信内容もぜひチェックしてみてください!

過去の発信を
確認するには?

- ① 下記二次元コードから友達登録
- ② トーク画面の下部メニューから「季節の健康情報」を選択
- ③ 令和6年度の内容をチェック!



© LY Corporation



「医療費のお知らせ」送付のご案内



協会けんぽでは、加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。

ご担当者様におかれましては、御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、対象の被保険者(従業員)様にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

送付時期 令和7年1月中旬から下旬

対象期間 主に令和5年9月～令和6年8月診療分

送付先 お勤めの方 ▶ お勤め先の事業所宛
任意継続に加入されている方 ▶ ご自宅宛

※ 医療機関への受診がない方、データ抽出時点(令和6年11月上旬)において健康保険の資格がない方(退職者・新規採用者・扶養未認定者等)などについては、お知らせの送付はございません。

ポイント



「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です!

ただし、「医療費のお知らせ」に記載のない診療分については、医療機関等からの領収書でご確認いただく必要がございます。

医療費控除については、国税庁のホームページをご覧ください。
管轄の税務署へお問い合わせください。



国税庁
ホームページ

手続き忘れに
ご注意!

退職後の健康保険加入について

退職後の健康保険は、加入者ご自身で手続きが必要です。ご退職後、以下の要件を満たす方については、最長2年間任意継続健康保険にご加入いただくことができます。

任意継続健康保険の加入要件

- ✓ 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。
- ✓ 退職日の翌日から20日以内に申請書を協会けんぽ宛にご提出いただくこと(郵送の場合は必着)。

退職後の健康保険について、協会けんぽホームページでもご案内をしております。



 **全国健康保険協会 兵庫支部**
協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
TEL:078-252-8701(代表)※おかけ間違いにご注意ください
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hyogo/>

申請書はホームページから印刷できます。

協会けんぽ 兵庫

申請書の提出は
郵送をご利用ください



メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中
最新情報をいち早くお届け
ご登録はコチラ▶

